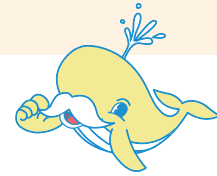


Q 質疑 A 回答 O 意見



○北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について

Q 委員 北九州(変圧器・コンデンサー)については期限が既に終了しているが、その後、発見された機器はあるのか。

A JESCO 北九州事業の終了後、九州や中国・四国の事業所、倉庫などで確認されており、その内訳は先月(R3.2月)末現在で、変圧器:3台、コンデンサー:337台、試薬:12件となっている。こうした機器は、紛失や不法投棄の無いよう継続保管していただいている。

Q 委員 北九州の期限終了後に発見された機器は、今後どこで処理されるのか。

A 環境省 北九州の事業所(1期施設)は既に解体が開始されており処理ができないため、自治体とも連携の上、適切に保管いただいている。長期保管には紛失等のリスクが伴うため、その処理については国が責任をもって対応を検討することとしていく。

○その他(福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について)

Q 委員 今回説明のあった対象物について、原発内のものではないのか。

A 環境省 処理対象物に原発内のもは含まれていない。

O 座長 今回は委員から広く意見を伺うために、まずは計画が示されたもの。本日の意見も踏まえ、
① 保管場所でどのような検査が行われるのか
② どのように運搬されるのか
③ JESCOでどのように処理されるのか
こうしたことをもう少しクリアにしてもらった上で、リスクコミュニケーションの観点から市民に対して理解いただけるよう説明を行っていく必要がある。

ご存知ですか? 高濃度 PCB 廃棄物は以下の期限までに処理を委託することが必要です!

変圧器・コンデンサー等 **令和4(2022)年3月末日まで(あと11ヶ月)**
安定器及び汚染物等 **令和5(2023)年3月末日まで(あと1年11ヶ月)**

PCB 廃棄物処理事業に関するお問い合わせ



**中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所**

〒050-0087 室蘭市仲町14番7
電話: 0143-22-3111 (代表) FAX: 0143-22-3001
HP: <http://www.jesconet.co.jp/facility/hokkaido/index.html>

PCB処理情報センター

〒050-0001 室蘭市御崎町1丁目9番地8
電話: 0143-23-7015
開館日: 月~金 9:00~16:30 (土日祝・年末年始休館)

北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議に関するお問い合わせ



北海道 環境生活部 環境局 循環型社会推進課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話: 011-231-4111 (内線24-325) FAX: 011-232-4970
E-mail: kansei.kanhai1@pref.hokkaido.lg.jp HP: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/pcb.html



室蘭市 生活環境部 環境課

〒051-8511 室蘭市幸町1番2号 電話: 0143-22-1481 FAX: 0143-22-7148
E-mail: kankyou@city.muroran.lg.jp HP: http://www.city.muroran.lg.jp/main/org3300/pcb_top.html

PCB円卓会議だより

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議だより

北海道及び室蘭市では、北海道PCB処理事業所(JESCO)が室蘭市仲町で作業を行っている事業が、安全、確実かつ適正に行われるよう、処理施設の整備や作業、情報公開等に関する事項を監視するため、「北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議」を設置しています。



※この「PCB円卓会議だより」は、むろらん広域センタービル、室蘭支所でも配布しています。

第51回 北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議を開催

令和3年3月24日、PCB処理情報センターにおいて、第51回監視円卓会議を開催しました。会議には、学識経験者、団体委員、公募委員の計14名の委員のほか、オブザーバーとして、環境省、近隣自治体、JESCOなど関係者が出席し、処理の進捗状況やトラブル事象などの説明を行い、これらに関する質疑や意見交換が行われました。



●会議の概要

1 第50回監視円卓会議議事録について

令和2年9月30日(書面)に開催された第50回監視円卓会議の議事録が承認されました。

2 北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について

JESCOから施設の稼働状況、PCB廃棄物の処理事業、トラブル事象及び令和2年度総合防災訓練について説明がありました。また、事務局から環境モニタリング測定結果、立入検査についての報告がありました。

3 前回監視円卓会議での課題に対する報告等について

JESCOから活性炭吸着槽に関する試験結果等について説明がありました。

4 安定器分離処理設備工事の進捗状況について

JESCOから安定器の処理促進策である「安定器の分離設備工事」の進捗状況について説明がありました。

5 JESCO北海道事業所 長期保全計画及び長期処理計画について

JESCO北海道事業所における設備更新等や、令和3年度以降の処理予定量を整理した「長期保全計画」及び「長期処理計画」について説明がありました。

6 その他

環境省(福島地方環境事務所)から、福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について説明。また、室蘭市から受入に対する考え方(放射性物質の影響がないこと等安全性について)の説明がありました。

処理の進捗状況について

令和3年1月末までの処理実績は、次のとおりです。

当初施設 (脱塩素化分解処理)	変圧器類		コンデンサー類	
	登録数	処理台数	登録数	処理台数
	4,128台	3,972台(96.2%)	66,729台	63,013台(94.4%)

注)登録数:令和3年1月末現在。 処理台数:試運転物を含む中間処理完了時点。

増設施設 (プラズマ溶融分解処理)	登録重量	処理状況			
		安定器	小型電気機器	感圧複写紙等	処理量計
	10,419,016kg	6,216,536kg	169,010kg	375,736kg	6,761,282kg(64.9%)

注)登録重量:令和3年1月末現在。 処理量:試運転期間(平成25年6月~8月)からの中間処理完了時点。
感圧複写紙等には、汚泥、その他PCB汚染物を含む。

○トラブル事象について

前回の監視円卓会議以降、北海道及び室蘭市に報告し公表したトラブル事象はありませんでした。また、不具合事象12件及び不具合事象未済7件について報告がありました。不具合事象、不具合事象未済の詳細は、PCB処理情報センターで公開しています。

○環境モニタリング測定結果について

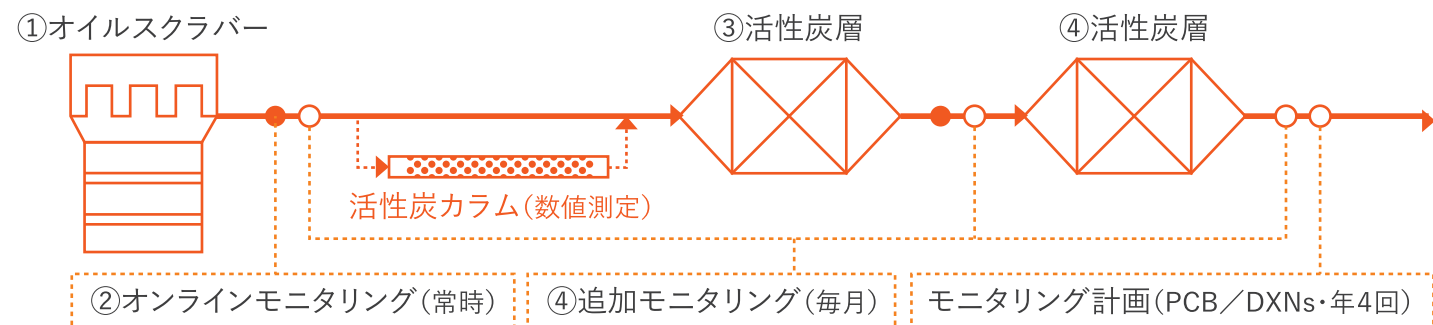
北海道、室蘭市及びJESCOでは、処理施設からのPCB等の排出状況や周辺環境のモニタリングを実施しています。排出源モニタリング及び周辺環境モニタリングでは全ての項目で目標値・基準値の超過はありませんでした。

前回監視円卓会議での課題に対する報告等について

JESCOから、活性炭吸着槽に関する試験結果等について説明がありました。

○試験方法

実際の設備の排気ダクトから、排ガスを一部分岐する形で試験用カラムを設置し、数値を測定しました。



※カラムを使用することにより、活性炭の上流から下流の濃度分布を細かく把握することが可能

○測定結果

活性炭への吸着量の分布

- ・いずれの流速、流量においても吸着の逆転現象はみられない
- ・洗浄溶剤の吸着帯(未吸着部分と吸着飽和の間の濃度勾配がある部分)は流速によらず2層分程度
- ・流速が大きいものほど吸着量は多くなっている
- ・PCBは、ほとんど1層のみで吸着が完結
- ・洗浄溶剤によるPCBの置換吸着(押し出し)はみられない

物質収支について (流入量に対する吸着量の比)

・いずれの流速でも吸着量は流入量に近い値を示しており、大部分は吸着除去されている(概ね物質収支はとれている)ことを確認

安定器分離処理設備工事の進捗状況について

○安定器の分離処理とは

廃安定器のPCBを含むコンデンサー内蔵部とそれ以外のトランス内蔵部とに分離し

- コンデンサー内部:プラズマ溶融分解処理
 - トランス内蔵部:低濃度PCB無害化処理施設等で処理
- とすることにより、PCBを含む廃安定器の効率的な処理の促進を図るもの

安定器の分離処理の設備は予定通り令和3年2月に工事が完了し、令和3年度からの本格運転に向けた試運転を実施中

長期保全計画及び長期処理計画について

○長期保全計画

事業終了まで処理設備の安全・安定操業を維持するため、平成26年11月に当初施設、平成27年6月に増設施設の長期保全計画を策定し、毎年見直し等を行いながら計画的に実施しています。

令和3年度については、当初施設では反応槽ポンプの交換等、増設施設ではオンラインモニタリング装置などの交換を予定しています。

○長期処理計画

今年度に策定した長期処理計画は以下の通りです。

当初施設		計画的処理完了期限→		事業終了準備期間→			合計	[単位:台]	増設施設		計画的処理完了期限→		事業終了準備期間→			合計	[単位:トン]
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	変圧器類	56	45	0	0	0	101		安定器及び汚染物質等	250	119	0	0	0	369		
	コンデンサー類	3,000	1,273	0	0	0	4,273		同上(東京事業エリア)	780	1,141	468	0	0	2,519		
									合計	1,030	1,260	468	0	0	2,888		

※北海道事業エリアの処理対象物のうち他事業所で処理するものはありません

※処理量の見込みは、令和3年1月時点のJESCO登録量等による。缶重量を含まない。

※処理促進策(安定器の仕分け、分離処理)による処理量も含む。処理促進策の状況により今後変更する場合がある。

※汚染物の無害化処理認定施設での処理量は含まない。

その他

○福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について

東京電力福島第一原子力発電所事故発生に伴い、汚染廃棄物対策地域が指定されました。対策地域に存在する廃棄物は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、通常の廃棄物とは異なり、その処理を国が主体的に行うこととなっています。対策地域の廃棄物処理は、災害復興事業の一環として必要不可欠です。

対策地域内で保管されている高濃度PCB廃棄物

●変圧器:0台 ●コンデンサー:29台

●安定器・汚染物等:計1,261台

※令和2年12月末時点

対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について

放射性物質による影響がなく安全が確認できたものについて、JESCO高濃度PCB処理施設(北海道事業所)で処理を実施しようとするもの

搬入する際に必要となる各種測定等

①搬入する高濃度PCB廃棄物の表面汚染密度の測定

●対象機器の上面測定 ●対象機器の側面(2面)測定を行い表面汚染密度が4Bq/cm²以下であることを確認する

②保管・処理に伴う各種測定

●排ガス中の放射性物質の濃度測定 ●敷地境界での放射線量の測定 ●保管場所の境界での放射線量の測定

③搬入時期について【案】

●変圧器・コンデンサー:令和3年度以降(令和4年1月頃を想定)

●安定器・汚染物等:令和4年度以降(令和5年1月頃を想定)